

香芝市議会委員会条例(昭和32年条例第23号)の全部を改正する。

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務建設委員会 8人

企画部、総務部、市民環境部、生活安全部、都市創造部、会計課、上下水道部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びに他の委員会に属しない事項

(2) 福祉教育委員会 8人

福祉部、健康部及び教育委員会の所管に関する事項

(平18条例6・平20条例21・平21条例26・平22条例24・平25条例1・平26条例1・令3条例2・一部改正)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平19条例1・一部改正)

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、6人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(平19条例1・平22条例24・一部改正)

(常任委員及び議会運営委員の任期起算)

第4条の2 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(平19条例1・追加)

(特別委員会の設置等)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平19条例1・平25条例1・一部改正)

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長の指名により選任する。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の規定を準用する。

(平19条例1・平25条例1・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、当該委員会に属する年長の委員が委員長の職務を行う。

(平19条例1・一部改正)

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、当該委員会に属する年長の委員が委員長の職務を行う。

(平19条例1・一部改正)

(委員長及び副委員長の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、議会の閉会中は、議長の許可を得て辞任することができる。

(委員の辞任)

第12条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(平19条例1・一部改正)

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第13条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令6条例4・追加)

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除外のため半数に達しないときは、この限りでない。

(平19条例1・一部改正)

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第17条 委員会は、これを公開とする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人を制限し、又は退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いずに委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第19条 市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、委員会の審査又は調査に必要な説明のため委員会から出席を求められたときは、委員会に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に委員会に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を委員会に届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により出席を求めようとするとき等は、議長を経てしなければならない。

3 第1項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(令4条例17・全改、令6条例4・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、この条例又は香芝市議会会議規則(平成4年議会規則第1号。以下「会議規則」という。)に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平19条例1・一部改正)

(公聴会開催の手続き)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(令6条例4・一部改正)

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(令6条例4・一部改正)

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(令6条例4・一部改正)

(参考人)

第27条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

4 参考人については、前3条の規定を準用する。

(平19条例1・令6条例4・一部改正)

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(平19条例1・令6条例4・一部改正)

(会議規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行し、施行日以後の最初の議会の日より適用する。

附 則(平成5年条例第11号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第12号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の香芝市議会委員会条例第2条に規定する常任委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の香芝市議会委員会条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託された事件とみなす。

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第21号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。ただし、次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第26号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第24号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条第1号から第3号までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和3年条例第2号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。